

議案第53号

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する
条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月14日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する
基準の改正に伴い、指定障害児通所支援事業者及びその従業者が書面により行うこ
ととされている作成、交付等を電磁的記録及び方法により行うことができる旨の規
定の整備その他の規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する
条例等の一部を改正する条例

(世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
の一部改正)

第1条 世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する
条例(令和元年10月世田谷区条例第27号)の一部を次のように改正する。

目次中「第104条」の次に「・第105条」を加える。

第104条を第105条とし、第8章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第104条 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これら
らに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、
抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することがで
きる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で
行うことが規定されている又は想定されるもの(第17条第1項(第57条、第
61条、第75条、第82条、第83条、第87条、第95条及び第100条に
おいて準用する場合を含む。)、第21条(第57条、第61条、第75条、第
82条、第83条、第87条、第95条及び第100条において準用する場合を
含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書
面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識す
ることができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用
に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これら
らに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面
で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手
方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場
合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じ
た適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法そ
の他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができ
る。

(世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年3月世田谷区条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第9項中「基準該当放課後等デイサービス支援」を「基準該当放課後等デイサービス」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和3年7月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。